

達 示 第 1 号

平成 28 年 2 月 1 日

札幌刑務所長 渡 辺 昭太郎

「札幌刑務所懲罰手続規程」の制定について  
標記について、別紙のとおり定め、即日施行する。  
なお、平成 27 年 5 月 11 日付け達示第 9 号「「札幌刑務所懲罰手続規程」の制定  
について」は廃止する。

別紙

札幌刑務所懲罰手続規程

第1章 総則

(趣旨等)

第1条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第150条から第156条まで、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）第82条から第86条まで、被収容者の懲罰に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3351号大臣訓令）及び平成19年5月30日付け法務省矯成第3352号矯正局長依命通達「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」に基づき、当所における懲罰の手続を適正に実施するため、札幌刑務所懲罰手続規程を定める。

(定義)

第2条 本達示における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 法律等略称

ア 法

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)

イ 規則

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）

ウ 訓令

被収容者の懲罰に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3351号大臣訓令）

エ 通達

平成19年5月30日付け法務省矯成第3352号矯正局長依命通達「被収容者の懲罰に関する訓令の運用について」

(2) その他の略称

ア 国庫帰属処分等

法第153条の規定により、物を国庫に帰属させる処分

イ 反則行為

懲罰を科せられるべき行為

ウ 反則容疑者

反則行為をした疑いのある被収容者（労役場留置者及び監置場に留置されている者を含む。）

エ 反則容疑行為

反則容疑者が行った疑いのある反則行為の内容

オ 処遇首席等

処遇部門の首席矯正処遇官，統括矯正処遇官若しくは主任矯正処遇官又は監督当直者若しくは副監督当直者

カ 調査担当者

反則容疑行為の調査を行わせるために所長が指名した職員

キ 調査隔離

反則容疑者を法第 154 条第 4 項の規定により，隔離に付すこと

ク 法 76 条隔離

法第 76 条第 1 項の規定により，受刑者を隔離すること

ケ 昼夜居室処遇

受刑者の処遇を昼夜単独室において行うこと（隔離に該当するものを除く。）

コ 就業のまま調査

反則容疑者を，当該反則容疑行為について，調査隔離，昼夜居室処遇にすることなく調査を行うこと

サ 懲罰審査会

反則容疑者に対し懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科すことの適否等を協議するため，所長が指名した職員により構成される会議

シ 委員

懲罰審査会を構成する者として所長が指名した職員

ス 補佐人

反則容疑者を補佐すべき者として所長が指名した職員

第 2 章 各則

第 1 節 反則容疑行為の調査等

（反則容疑者等の報告）

第 3 条 職員は，被収容者が反則行為を行った疑いがあると認知したときは，その旨を速やかに処遇首席等に口頭で報告した上，認知した事実を記載した報告書を作成し，提出しなければならない。

第 4 条 処遇首席等は前条の報告を受け，又は自ら反則行為に該当する疑いのある事象を認知したときは，当該反則容疑者に対し，調査とする旨を告知し，視察表により所長に報告するものとする。

（調査隔離）

第 5 条 処遇首席等は，反則容疑者が次のいずれかに該当すると認められ，その者を法第 154 条第 4 項の規定により調査隔離に付すことが相当であると思料するときは，速やかにその措置を執り，視察表により所長に報告し，了承を得るものとする。

(1) 反則行為の証拠を隠滅するおそれがあるときその他の被収容者と接触すること

により反則行為の調査に支障を生じるおそれがあるとき

- (2) 懲罰を科することの適否を決するまでの間に他の被収容者と接触することにより、施設の規律及び秩序を害するおそれ又は他の被収容者から危害を加えられるおそれがあるとき
- 2 反則容疑者が、既に法 7 6 条隔離とされている者であるときは、第 1 項の規定にかかわらず、調査とした上で調査隔離にはしないものとする。ただし、調査期間中に法 7 6 条隔離を解除するときは、改めて調査隔離の要否について判断する。
  - 3 処遇首席等は、法第 1 5 4 条第 5 項ただし書の規定により調査隔離の期間（2 週間）を延長する必要があると思料するときは、あらかじめ延長を必要とする理由及び期間（2 週間以内）を視察表により所長に報告するものとする。
  - 4 処遇首席等は、既に調査隔離に付されている反則容疑者による新たな反則行為について調査を行う場合において、必要があると思料するときは、あらかじめ視察表により所長の了承を得た上で、新たに反則容疑者を調査隔離に付すものとする。この場合においては、最後の告知から 2 週間とする。
  - 5 処遇首席等は、法第 1 5 4 条第 5 項の期間内であっても、同条第 1 項各号の要件を欠く等、隔離の必要がなくなったときは、直ちに調査隔離を中止し、その旨を視察表により所長に報告するものとする。ただし、引き続き閉居罰を執行するときは、報告を要しない。

（昼夜居室処遇）

第 6 条 処遇首席等は、反則容疑者（既に法 7 6 条隔離若しくは調査隔離に付され、又は昼夜居室処遇を行っている者を除く。）が第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合において、反則容疑行為の内容及び配室状況等を勘案し、調査隔離に付さずに昼夜居室処遇を行うことが相当と思料するときは、速やかに転室その他の昼夜居室処遇に必要な措置を執り、視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

（就業のまま調査）

第 7 条 処遇首席等は、反則容疑者が反則容疑行為を認め、証拠隠滅のおそれが認められないことに加え、反則容疑行為の内容その他の事情を勘案し、当該反則容疑者の処遇を変更せずに調査を行うことが相当と思料するときは、第 4 条の視察表に就業のまま調査を行う旨の意見を付して所長に報告し、了承を得るものとする。

（被収容者の身体等の検査）

第 8 条 処遇首席等は、調査のため、法第 1 5 4 条第 2 項の規定により、被収容者の身体、着衣、所持品及び居室を検査し、取り上げて一時保管する必要があると思料した場合には、自らその措置を執り、又は刑務官である部下職員に命じてその措置を執らせ、当該物品（以下「証拠品」という。）について写真撮影するなどし、書

面で所長に報告するものとする。ただし、女子の被収容者の身体及び着衣の検査については、法第34条第2項を準用する。

- 2 処遇首席等は、証拠品が時間の経過とともに、腐敗又は消滅し、あるいは押収・保管できないような状況を認めたときは、カメラ等の採証機器を使用して、証拠保全に努めるものとし、そのときは、写真撮影報告書あるいは適宜の報告書を作成するなどし、決裁を受けるものとする。

(調査の告知)

第9条 処遇首席等は、反則行為の調査を開始するときは、反則容疑者に対しその旨(調査隔離又は昼夜居室処遇に付したときはその旨を含む。)を速やかに告知するものとする。

- 2 前項の告知をした者は、第4条の視察表に、告知日時、官職及び氏名を記載し、押印しなければならない。

(調査の期限)

第10条 前第9条の規定により調査とした後、同調査終了までの期限は、同調査とする旨を告知した日から2週間を経過する日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当し、2週間を超えて調査を行う必要があるときは、調査期間を延長することができる。ただし、この場合における調査期間は、前項の期間を通じて4週間を超えることができない。

(1) 反則容疑者が多数であるとき

(2) 反則容疑行為が複雑又は特殊であるとき

(3) その他の事情に照らし、特に必要があると認められるとき

- 3 前項の規定により、調査期間を延長するときは、延長する理由について、あらかじめ視察表により、所長の了承を得なければならない。

(調査不能による調査期限の延長)

第11条 処遇首席等は、調査を実施している反則容疑者について、次のいずれかの事由が発生し、訓令第5条第2項の規定により調査の期限を延長したときは、その事由及び延長後の調査の期限(確定的日時をもって記載できないときは、「保護室収容中止まで」などの記載で足りる。)を視察表により所長に報告するものとする。

(1) 反則容疑者が疾病等により調査に耐えられない場合

(2) 反則容疑者が保護室に収容された場合

(3) その他事実上調査ができない事由が発生した場合

- 2 反則容疑者が休養となったときは、医師の意見を聞いた上で、前項第1号に該当するか否かを決定する。

(調査担当者)

第12条 調査担当者は、処遇首席等が、処遇部門の職員の中から指名するものとする。

る。

(調査)

第13条 調査担当者は、反則容疑行為の真相を明らかにするため、当該反則容疑行為の内容、動機及び背景事情等について調査を行うものとする。

2 調査担当者は、前項の調査のため、反則容疑者及び必要があれば反則容疑者以外の者から参考人として調査を行い、証拠の収集その他必要な措置を執るものとする。

(供述の録取等)

第14条 調査担当者は、通達記3の(1)に基づき、反則容疑者から供述を録取するときは供述調書(I)(別紙様式1)に、反則容疑者以外から供述を録取するときは供述調書(II)(別紙様式2)によらなければならない。ただし、反則行為の疑いに係る事実関係が簡潔であり、かつ、反則容疑者が事実を認めている場合においては、次のとおりとして差し支えない。

(1) 反則容疑者に対し、反則行為の日時、場所、動機、反省の程度その他所要の事項を記載した反則行為自認書(別紙様式3)を提出させることができる。

(2) 供述調書(I)(別紙様式1)について、所定の事項をあらかじめ不動文字で記載し、簡便にこれを作成できるようにしたもの(別紙様式4)を使用することができる。

(3) 上記(1)に掲げる方法によることができる反則容疑行為の遵守事項条文については、原則、次のとおりとする。

ア 静穏阻害

イ 汚損行為等

ウ 残飯投棄等

エ 物品不正製作等

オ 物品不正授受

カ 物品等不正使用

キ 不正洗濯等

ク 不正配食等

ケ 文身等

コ 作業拒否等

サ 作業安全衛生違反

シ 反復要求

ス 無断離席等

セ 不正交談等

ソ 起居動作時間帯違反

タ 職員の指示に対する違反

- 2 被収容者から供述を録取するときは、特段の支障がない限り、調査室又はこれに準じた場所で行うものとする。ただし、被録取者が休養中である場合には、居室において行うことができる。
- 3 調査担当者は、休業日又は夜間に供述の録取を行うときは、あらかじめ処遇首席等の了承を得、監督当直者に報告した上で実施するものとする。
- 4 調査担当者は、供述調書を作成したときは、被録取者に対して、その内容を読み聞かせた上で、同調書を閲覧させ、誤りの有無を確認し、被録取者がその内容に加除訂正を申し立てたときは、その旨を当該供述調書に記載するものとする。
- 5 被録取者が供述調書に誤りがない旨を申し立てたときは、当該供述調書に署名させるとともに、末尾及び各頁欄外に指印させるものとする。
- 6 被録取者が供述調書への署名及び指印を拒否したときは、調査担当者は、他の職員を立会させた上で、その旨を当該供述調書に記載して署名及び押印するものとする。

(調査終了時の報告)

第15条 調査担当者は、容疑事実の調査を終了したときは、速やかにその結果を処遇首席等に書面又は口頭で報告しなければならない。

- 2 処遇首席等は、前項の調査結果を精査し、更に調査する必要があると認めるときは、必要な事項について調査を指示しなければならない。

第2節 調査終了後の措置

(調査終了後の措置)

第16条 処遇首席等は、調査の結果、反則行為が認められず、又は反則行為の内容が軽微で、かつ、反則容疑者に顕著な反省の念が認められ、懲罰を科さないことが今後の矯正処遇上有益である等と思料されるときは、その旨を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

- 2 前項の場合において、調査解除とするときは、当該反則容疑行為が認められた事情及び背景等を考慮し、次に掲げるてん末の意見及びこれを相当と思料する理由を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

- (1) 訓戒
- (2) 注意
- (3) 不科罰

(不科罰等の告知)

第17条 前条の手順により、反則容疑者について、懲罰審査会の議に付すことなく、不科罰等とするときは、処遇首席等は、速やかにその旨を反則容疑者に告知する。

- 2 前項の場合において、反則容疑者を調査隔離又は昼夜居室処遇に付しているときは、他の容疑事実につき、引き続き調査を行うため必要がある場合を除き、速やか

にこれらの措置を中止し、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。

- 3 第1項の告知を行った者は、前条の視察表に、告知日時、官職及び氏名を記載し、押印しなければならない。

(懲罰審査会の議に付す報告)

第18条 処遇首席等は、調査の結果、反則容疑者に懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科することが相当と思料するときは、その旨を処遇部長及び所長に書面又は口頭で報告し、反則容疑者を懲罰審査会の議に付することについて了承を得るものとする。

(懲罰審査会の開催の通知)

第19条 処遇首席等は、反則容疑者を懲罰審査会の議に付するときは、あらかじめ処遇部長の了承を得、懲罰審査会の前日までに「懲罰審査会の開催等に関する通知書」（別紙様式5）をもって、弁解をすべき日時又は期限及び容疑事実を反則容疑者に通知するものとする。ただし、その者の釈放予定日の前日における反則行為について懲罰審査会を開くときは、当日、懲罰審査会に先立ち通知するものとする。

### 第3節 懲罰審査会

(懲罰審査会の構成)

第20条 懲罰審査会の委員は、処遇部長、首席矯正処遇官（処遇担当）、首席矯正処遇官（作業担当）、処遇部の統括矯正処遇官、分類審議室の統括矯正処遇官及び処遇部門の主任矯正処遇官とする。ただし、これらの者が反則行為の被害者であることその他の委員として審査に関与することが不相当と認められる事由があるときは、当該反則行為の審査については委員から除外するものとする。

- 2 懲罰審査会の議長は、処遇部長とする。処遇部長が不在等により議長の任務を行えないときは、総務部長が代行する。

- 3 議長は、必要と認めるときは、処遇部以外の首席矯正処遇官、課長、統括矯正処遇官又は主任矯正処遇官を委員とし、その出席を求めることができる。

- 4 懲罰審査会を開催するためには、委員が5人以上出席しなければならない。

(懲罰審査会の議長の任務)

第21条 訓令第9条第4項に基づき、懲罰審査会の議長は、次の事項を行うものとする。

- (1) 反則容疑者に容疑事実を告知すること。
- (2) 反則容疑者に容疑事実について弁解を求めること。
- (3) 審査のため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その者に説明させること。
- (4) 懲罰審査会の意見を取りまとめること。

(5) その他議事を整理すること。

- 2 前項第1号から第3号までに掲げる事項について、議長は、首席矯正処遇官、課長又は統括矯正処遇官に行わせることができる。
- 3 懲罰審査会の議長は、必要と認めるときは、再調査を指示することができるものとする。
- 4 懲罰審査会の議長は、懲罰審査会の意見と取りまとめ、容疑事実の認定、懲罰を科することの適否に科すべき懲罰の内容等を、懲罰表をもって所長に提出しなければならない。
- 5 懲罰審査会の議長は、当該反則容疑者から取り上げた証拠品について、懲罰審査会の意見を取りまとめ、国庫帰属又は不処分適否を、国庫帰属処分表をもって所長に提出しなければならない。

(補佐人の指名)

第22条 補佐人は、教育部の統括矯正処遇官が行い、差し支えあるときは、教育部の主任矯正処遇官以上の者の中から所長が指名する。

(補佐人の任務)

第23条 補佐人は、反則容疑者の立場に立って必要な意見を述べるに当たっては、懲罰審査会の委員が考慮すべき論点や情状などを的確に提示するよう留意するものとする。

- 2 補佐人は、反則容疑者との面接、証拠書類等の閲覧その他の反則容疑者を補佐するため必要な措置を講ずるときは、先入観を持たず、反則容疑者の弁解等を素直に受け止めるよう留意するものとする。
- 3 補佐人は、反則容疑者が自己の主張を補佐人に伝えるための重要な機会であることから、反則容疑者が容疑の存否を左右する事実関係を否認している場合においては、できる限り面接等を実施すること。

(弁解の機会の付与)

第24条 反則容疑者が懲罰審査会に出頭したときは、口頭による弁解の機会を与えるものとする。

- 2 反則容疑者が疾病その他やむを得ない事由により懲罰審査会に出頭できないとき又は懲罰審査会への出頭を拒否したときは、弁解書(Ⅰ)(別紙様式6)を作成する機会を与えるものとする。反則容疑者が、弁解書(Ⅰ)の作成を拒否し、又は国語の筆記ができない等、弁解書の作成ができない事由があるときは、補佐人が、反則容疑者と面接の上、弁解録取書(Ⅰ)(別紙様式7)を作成するものとする。
- 3 反則容疑者が、弁解書(Ⅰ)の作成及び弁解録取書(Ⅰ)作成のための補佐人との面接を拒否した場合は、その旨を弁解録取書の弁解の要旨の欄に記録するものとする。

- 4 国庫帰属処分等についての弁解書又は弁解録取書には、弁解書（Ⅱ）（別紙様式 8）又は弁解録取書（Ⅱ）（別紙様式 9）を用いるものとする。
- 5 弁解書又は弁解録取書を作成したときは、これを懲罰審査会における審査の資料として用いるものとする。

（意見の報告等）

第 25 条 懲罰審査会に出席した委員は、反則容疑者の弁解及び補佐人の意見を聴取した後、容疑事実の認定並びに懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科することの適否及びその内容について意見を述べなければならない。

- 2 議長は、容疑事実の認定並びに懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科することの適否及びその内容についての懲罰審査会としての意見を取りまとめ、これを懲罰表（別紙様式第 10 号及び第 11 号）及び反則行為に係る国庫帰属処分表（別紙様式第 12 号）（国庫帰属処分等を行う場合に限る。）により所長に報告しなければならない。
- 3 議長は、前項の報告の後、所長から懲罰審査会において再度審査を行うよう命じられたときは、改めて、必要な範囲で、この章の懲罰審査会についての措置を執るものとする。

#### 第 4 節 懲罰の執行等

（懲罰の決定等）

第 26 条 前条の報告を受け、所長が懲罰を科さない旨を決定したときは、第 16 条の手順により処分等を決した上、処遇首席又は処遇部門の統括矯正処遇官が速やかに第 17 条の告知その他の措置を執るものとする。この場合においては、告知を行った者は、懲罰表（別紙様式第 13 号）の「懲罰の告知日・不科罰の告知日」欄に告知の年月日を記載し、押印しなければならない。

- 2 前条の報告を受け、所長が懲罰（国庫帰属処分等を含む。）を科す旨を決定したときは、懲罰の執行をその着手前に延期する場合を除き、直ちにこれを執行するものとする。

（懲罰の執行の開始及び終了）

第 27 条 懲罰の執行は、処遇部長、処遇首席又は処遇部門の統括矯正処遇官が、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を反則容疑者に告知した上で行うものとし、告知を行った者は、懲罰表（別紙様式第 13 号）の「懲罰の告知日・不科罰の告知日」欄に告知の年月日を記載し、押印しなければならない。

なお、告知する際、反則容疑者が保護室に収容中である場合その他懲罰の告知を行うことができないやむを得ない事情が認められる場合には、当該事情がなくなった日（その日が休日に当たるときは、休日の翌日）に告知することができる。

- 2 閉居罰を執行するに当たって行う受刑者の健康状態についての医師の意見聴取

又は医師の診断は、閉居罰の執行によって当該受刑者の健康が損なわれることが懸念されるか否かという観点から行うものとし、医師は、その意見又は診断結果を懲罰表（別紙様式第13号）の執行前の健康状態欄に記載し、押印する。

3 懲罰の執行期間が満了した場合には、遅くとも満了日の翌日の午前中に懲罰の執行に伴う処遇を終了しなければならない。ただし、引き続き他の懲罰を執行する場合はこの限りではない。

4 懲罰の執行の終了は、処遇首席等がその旨を被収容者に告知して行うものとし、告知後、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。  
（受罰態度の評価）

第28条 懲罰を執行する被収容者を処遇する居室棟担当職員は、懲罰執行中の被収容者の受罰態度について、懲罰を執行する期間中、毎日、記録するものとする。

2 前項に規定する受罰態度の記録様式、記録要領、評価基準等については、別途指示する。

（懲罰の執行の延期及び再開）

第29条 処遇首席等は、第26条第2項の決定があつた反則容疑者について、反省の情が著しいこと等から懲罰の執行をその着手前に延期することが相当と思料するとき（第3項に規定する事由による場合を除く。）は、その旨を視察表により所長に報告し、了承を得た上で懲罰の執行を延期するものとする。

2 処遇首席等は、前項の手順により延期していた懲罰の執行を再開することが相当と思料するときは、あらかじめその旨を視察表により所長に報告し、了承を得た上で、懲罰の執行を再開するものとする。

3 処遇首席等は、懲罰執行中の被収容者について、保護室への収容、重篤な疾病、法第2編第2章第13節の規定による不服申立てのための認書その他の事由により、必要と認められるときは、懲罰の執行を延期し、その旨を視察表により所長に報告するものとする。

4 処遇首席等は、前項に規定する事由の消失等により懲罰を延期する必要が認められなくなったときは、懲罰の執行を再開し、その旨を視察表により所長に報告するものとする。

5 第1項の懲罰の執行の延期は、処遇部長、処遇首席又は処遇部門の統括矯正処遇官が、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨並びに懲罰の執行を延期する旨を反則容疑者に告知して行うものとし、告知後、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。

6 第2項若しくは第4項の懲罰の執行の再開又は第3項の懲罰の執行の延期は、処遇首席等がその旨を当該被収容者に告知して行うものとする。

7 前2項の告知を行った者は、第1項から第4項までの視察表に、告知日時、官職

及び氏名を記載し、押印しなければならない。

(懲罰の執行の免除)

第30条 処遇首席等は、前条第1項の規定により懲罰の執行を延期している場合において、被収容者の受刑態度その他の事情を勘案して、懲罰の未執行の部分を全部免除することが相当と思料するときは、あらかじめその理由を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

2 処遇首席等は、懲罰の執行開始後、前第28条に規定する受罰態度の評価その他の事情を勘案して、懲罰の執行の一部を免除することが相当と思料するときは、その理由及び免除する懲罰の内容を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

3 前2項の懲罰の執行の免除は、処遇首席等が、その旨を被収容者に告知して行うものとし、告知後、その者にふさわしい処遇を行うための転室その他の措置を執るものとする。

(懲罰の執行停止)

第31条 懲罰の執行中、次の各号に該当する事由が発生した場合には、当該事由が止むまでの間、当該懲罰の執行を停止する。

- (1) 健康状態に異常があり、懲罰を執行することが適当でないと認められるとき
- (2) 保護室に収容されたとき
- (3) 不服申立、訴状の作成、出廷等で特に必要があると認められるとき

(懲罰執行の記録及び懲罰簿)

第32条 懲罰の執行に関する事項は懲罰表(別紙様式第13号)に、懲罰に関する記録は懲罰簿(別紙様式第14号)に、それぞれ記載し、誤りなく整理しておくものとする。

(懲罰の執行期間の計算)

第33条 懲罰の執行期間の計算は、訓令第11条第1項から第3項までに規定された次の事項を厳守して、誤りなく行うものとする。

- (1) 懲罰を執行する期間は、懲罰の執行を開始した日から起算するものとし、その日は時間を論じないで1日として計算し、満了日を求めること。懲罰の執行を延期し、又は停止した後、再執行する場合における懲罰の執行期間の計算についても同様とすること。
- (2) 懲罰の執行を延期し、又は停止した場合には、その日は懲罰の執行期間に算入しないこと。
- (3) 第1号の規定にかかわらず、懲罰の執行を開始した日にその執行を延期し、又は停止した場合には、その日は、懲罰の執行期間に算入しないこと。
- (4) 懲罰の期間が満了した場合には、遅くとも満了日の翌日の午前中に懲罰の執行に

伴う処遇を終了しなければならない。

(懲罰の委嘱)

第34条 処遇首席等は、訓令第13条の規定に基づき、容疑事実の調査、懲罰を科する手続又は懲罰の執行その他の訓令に定める措置を他の刑事施設の長に委嘱するときは、懲罰等委嘱書(別紙様式15)を起案するものとする。

2 他の刑事施設から移送された被収容者について、容疑事実の調査、懲罰を科する手続又は懲罰の執行その他の訓令に定める措置を委嘱されているときは、この達示に定める手順に従い所要の措置を執り、懲罰の執行については収容後3日以内に再開するものとする。ただし、処遇首席等は、やむを得ない事由があり収容後3日以内に懲罰の執行を再開できないと思料するときは、その旨を視察表により所長に報告し、了承を得るものとする。

### 第3章 支所等に関する準用等

(支所に関する準用)

第35条 この細則は、管下支所に準用する。

(支所に関する特例)

第36条 前条の準用のほか、支所においては、次の各号に定める事項を適用する。

- (1) 第9条に規定する調査の告知を行う職員は、看守部長以上の階級を有する職員とする。
- (2) 第20条第2項に規定する懲罰審査会の議長は、支所長又は次長とする。
- (3) 第20条第1項に規定する懲罰審査会の委員は、札幌拘置支所及び札幌刑務支所においては、次長、首席矯正処遇官、統括矯正処遇官及び主任矯正処遇官(処遇担当)とし、小樽拘置支所及び室蘭拘置支所においては支所長が指名した主任看守以上の階級を有する職員3人とする。
- (4) 札幌拘置支所及び札幌刑務支所における前号の委員には、支所長が指名する副看守長以上の階級を有する職員を代理で充てることができる。
- (5) 懲罰審査会は、札幌拘置支所及び札幌刑務支所においては議長のほか3人以上の委員の出席によって、小樽拘置支所及び室蘭拘置支所においては議長のほか2人以上の委員によって成立するものとする。
- (6) 第22条に規定する補佐人は、札幌拘置支所においては庶務課長又はこれに準ずる者、札幌刑務支所においては統括矯正処遇官(第三担当)又はこれに準ずる者、小樽拘置支所及び室蘭拘置支所においては支所長が指名する看守部長以上の階級を有する者とする。
- (7) 懲罰審査会には書記を置き、議長の指名した職員をもって充てる。
- (8) 支所長は、毎月、調査、懲罰実施状況等を所長に報告しなければならない。

### 第4章 補則

(外国人に関する取扱い)

第 37 条 反則容疑者の国籍の如何にかかわらず，供述の録取，第 19 条の通知，第 24 条の弁解の機会の付与その他懲罰に関する手続は国語をもって行う。ただし，反則容疑者の理解できる言語が職員において通訳可能な場合において，職員配置等施設の管理運営上の支障を生ぜしめるおそれがないときは，適宜通訳のための職員を付するなど可能な範囲で便宜を図るものとする。





はんそくこういじにんしよ  
反則行為自認書

平成 年 月 日

札幌刑務所長 殿

第 番 氏名

わたし 私は、	こうじょう 工場	しゅうぎょう で就業し、	きょしつ 居室は	東	・	西	しゅうようどう 収容棟	かい 階
だい 第	しつ 室に	しゅうよう 収容	されている	(いた)	もの 者	ですが、		
	以下のとおり、	わたし 私の		じはん 事犯	について	しんこく 申告	いたします。	
1	はんそくこういめい 反則行為名							
2	にちじ 日時 (いつ)	へいせい 平成	ねん 年	がつ 月	にち 日			
		ごぜん (午前・午後)		じ 時	ぶんころ 分頃			
3	ばしょ 場所 (どこで)							
4	だれ 誰と							
5	なに 何を	した						

6 <sup>りゆう</sup>理由

7 <sup>げんざい きもち</sup>現在の気持ち

上記署名指印は、本人の者であることを証明する。

平成 年 月 日

官職・氏名

印

別紙様式 5

懲罰審査会の開催等に関する通知書	
年 月 日	
<p>年 月 日午前・後 時 分ころから、 において、懲罰審査会を開催し、下記容疑事実（これに係る物の国庫帰属）について、口頭による弁解の機会を与えるので、通知する。</p> <p>なお、弁解を記載する様式用の用紙の交付又は補佐人による弁解の録取を希望する場合には、職員に提出すること。</p>	
反 則 容 疑 者	第 番 氏 名
容疑事実の事犯名	
容疑事実（要旨）	
国庫帰属処分の対象となる物の品目（数量）	
(備考)	

注

- 1 反則行為に係る物の国庫帰属処分を伴わない場合には、上記文面の（これに係る物の国庫帰属）部分を字消線で消去するとともに、国庫帰属処分の対象となる物の品目（数量）欄及び処分内容欄に「該当なし」と記入すること。
- 2 容疑事実欄には、反則容疑者以外の者の個人情報を記載しないよう留意すること。

別紙様式 6

弁 解 書 ( I )	
年 月 日	
所長 殿	
第 番 氏名 指印	
年 月 日に通知された容疑事実について、次のとおり弁解します。	
事実の認否	1 認める。 2 否認する。 3 一部否認する。
弁解の要旨	
(注意) 事実の認否は、該当する番号を丸で囲むこと	

別紙様式 7

弁 解 録 取 書 ( I )			
<p>下記反則容疑者は、容疑事実について、次のとおり弁解したので、これを録取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て、署名指印した。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>			
施設名	官職	氏名	印
反 則 容 疑 者			
録 取 年 月 日	年 月 日	録取場所	
事 実 の 認 否	1 認める。 2 否認する。 3 一部否認する。		
弁 解 の 要 旨			
署 名 ・ 指 印	指印		

別紙様式 8

弁 解 書 (Ⅱ)	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">所長 殿</p> <p style="text-align: center;">第 番 氏名 指印</p> <p>年 月 日に通知された容疑事実に係る物の国庫帰属処分について、 次のとおり弁解します。</p>	
品目 (数量)	
弁解の要旨	

別紙様式9

弁 解 録 取 書 (Ⅱ)			
<p>下記反則容疑者は、            年            月            日に通知した容疑事実に係る物の                      国庫帰属処分について、次のとおり弁解したので、これを録取して読み聞かせたところ                      , 誤りのないことを申し立て、署名指印した。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年    月    日</p>			
施設名	官職	氏名	印
反 則 容 疑 者			
録 取 年 月 日	年    月    日	録取場所	
品 目 ( 数 量 )			
弁 解 の 要 旨			
署 名 ・ 指 印	指印		

懲 罰 表	
<p>懲罰等の決定 (      年    月    日)</p> <p>決定内容      科罰 (懲罰の種類・内容)      不科罰</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 20px 0;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; text-align: center; line-height: 60px;">所長印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; text-align: center; line-height: 60px;">所長印</div> </div> <p>反則行為名 違反した遵守事項等</p>	
反則容疑者	<p style="text-align: center;">第      番 氏名      (    歳)</p> <p>制限区分      優遇区分</p> <p style="text-align: right;">作業報奨金計算額      円</p>
容 疑 事 実	容疑事実は別紙のとおり
懲 罰 審 査 会	<p>開      催      日      年      月      日</p> <p>開      催      場      所</p> <p>反則容疑者の参加      出頭    ・    不出頭</p>
反則容疑者の弁解の要旨	
補佐人の意見	
懲罰審査会の意見      ----- (委員の意見)	
証拠	

## 備考

- 1 「反則行為名」欄には、平成18年5月23日付け法務省司第542号大臣官房司法法制部長依命通達「矯正統計調査要領の制定について」様式第4号矯正統計報告年表第5表の事犯名に合わせて記載すること。ただし、事犯名の「その他」に当たる場合には、懲罰審査会において認定した事実に基づき適宜記載すること。
- 2 「反則容疑者」欄の「第 番」の前にその者の被収容者としての地位の別（労役場留置者又は監置場留置者である場合には、その別）を明記すること。また、「作業報奨金計算額円」には、前月末日までの作業報奨金計算額（反則容疑者に既に告知して確定している計算額に限らず、告知がなされていない場合であっても月額計算をなし得るものを含む。）を記載すること。
- 3 「容疑事実」欄には、容疑事実の事犯名を上記1に準じて記載すること。
- 4 「反則容疑者の弁解の要旨」欄については、反則容疑者が出頭しない場合には、弁解書(I)又は弁解録取書(I)を添付し、「別添〇〇のとおり」と記載すること。
- 5 「補佐人の意見」欄には、反則容疑者のため陳述した意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 6 「懲罰審査会の意見」欄には、懲罰審査会の議長が懲罰審査会の意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 7 「(委員の意見)」欄には、懲罰審査会の委員がそれぞれ意見を記載した上で、その末尾に押印すること。  
なお、容疑事実についての意見は、告知事実を修正する必要があるとする意見に限って記載すること。
- 8 「証拠」欄には、「〇〇看守の報告書」、「本人の供述調書」、「凶器として使用された小刀」等と各証拠を特定するに足りる程度に必要と思われる範囲で記載すること。また、懲罰審査会において関係者に説明させた場合には、その要旨を記載すること。

別紙様式第 1 1 号

容疑事実 (告知事実・認定事実)

## 備考

- 1 「容疑事実（告知事実・認定事実）」欄には，懲罰審査会において朗読する懲罰の原因となる事実を記載し，「告知事実」の文字を丸で囲むこと。懲罰審査会において認定した事実が告知事実と同一の内容である場合には，「認定事実」の文字も丸で囲むこと。
- 2 認定した事実が告知事実と異なる場合には，認定事実を別葉の別記様式第3号に記載して「認定事実」の文字を丸で囲んだ上，次葉として編てつすること。

反則行為に係る国庫帰属処分表				
決 定	年 月 日			
	反 則 行 為 名			
	品 目 (数 量)	決 定 内 容	所 長 印	
告 知	年 月 日		告 知 者	印
てん末	年 月 日		担 当 者	印
	処 理 状 況			
反 則 容 疑 者		第 番 氏 名	( 歳)	
容 疑 事 実		容疑事実は別紙のとおり		
懲 罰 審 査 会		開 催 日	年 月 日	
		開 催 場 所		
		反 則 容 疑 者 の 出 欠	出 席 ・ 欠 席	
反則容疑者の弁解の要旨				
補佐人の意見				
懲罰審査会の意見 ----- (委員の意見)				
備 考				

## 備考

- 1 「反則行為名」欄には、平成18年5月23日付け法務省司第542号大臣官房司法法制部長依命通達「矯正統計調査要領の制定について」様式第4号矯正統計報告年表第5表の事犯名に合わせて記載すること。ただし、事犯名の「その他」に当たる場合には、懲罰審査会において認定した事実に基づき適宜記載すること。
- 2 「決定内容」欄には、不処分又は国庫帰属のいずれかを記載すること。
- 3 「反則容疑者」欄の「第 番」の前にその者の被収容者としての地位の別（労役場留置者又は監置場留置者である場合には、その別）を明記すること。
- 4 「容疑事実」欄には、容疑事実の事犯名を上記1に準じて記載すること。
- 5 「反則容疑者の弁解の要旨」欄については、反則容疑者が出頭しない場合は、弁解書(Ⅱ)又は弁解録取書(Ⅱ)を添付し、「別添〇〇のとおり」と記載すること。
- 6 「補佐人の意見」欄には、反則容疑者のため陳述した意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 7 「懲罰審査会の意見」欄には、懲罰審査会の議長が懲罰審査会の意見を記載した上で、その末尾に押印すること。
- 8 「(委員の意見)」欄には、懲罰審査会の委員がそれぞれ意見を記載した上で、その末尾に押印すること。



## 備考

- 1 刑事施設の長は、閉居罰の告知を受けた者について、その健康状態に照らし懲罰を執行して差し支えないと認める場合には、「所長印」欄に押印すること。
- 2 「健康状態」欄については、閉居罰の執行に差し支えがあると認める場合には、その状況を記載した視察表の番号のみを記載すること。
- 3 「執行状況」欄の「責任者印」には、処遇部門の責任者又はこれに代わる者が押印すること。
- 4 「執行状況」欄の「事項」及び「年月日」には、懲罰の執行開始、執行延期、執行再開、執行終了又は執行の一部若しくは全部の免除の別及びその年月日を記載すること。
- 5 「執行状況」欄の「備考」には、関係視察表の番号その他必要と思われる事項を記載すること。
- 6 「運動・入浴実施状況」欄には、閉居罰を執行した場合において、運動及び入浴を実施した日を記載し、実施者が押印すること。

別紙様式第14号

懲 罰 簿

決 裁 印 欄			番 号	被收容者としての地位の別 番 号 氏 名 (年 齢)	懲罰の種類・ 内 容	( 反 則 行 為 名 ) 反 則 行 為 の 概 要	懲 罰 の 執 行 状 況
所 長	部 長	首 席					
				( )		( )	
				( )		( )	
				( )		( )	

## 備考

1 懲罰の告知をしたときは「決裁印欄」の上段に、その執行を終了したときは下段に、それぞれ押印すること。

なお、戒告又は作業報奨金計算額の削減の懲罰については、下段への押印は不要とする。

2 「番号」欄には、年間の通し番号を記載すること。

3 「（反則行為名）反則行為の概要」欄の括弧内には、懲罰表（別記様式第1号）「懲罰等の決定」欄の反則行為名を記載すること。

4 「懲罰の執行状況」欄には、懲罰の告知、執行開始、執行延期、執行再開、執行終了又は懲罰執行の一部若しくは全部の免除の別及びその年月日を記載すること。

別紙様式 15

懲 罰 等 委 嘱 書	
所長 殿	年 月 日 所長 印
容 疑 事 実 の 調 査 貴所へ移送した下記の者の当所在所中における について、 懲 罰 の 執 行 貴職に委嘱します。	
氏 名	
生 年 月 日	
容 疑 事 実 の 調 査	1 容疑事実の事犯名（遵守事項 ） 2 容疑事実の概要 3 その他
懲 罰 の 執 行	1 反則行為名 2 懲罰の種類・内容 3 執行済み日数 4 その他
関係書類の標目	
(備考)	

注 懲罰の執行のみを委嘱する場合には、該当しない文字を字消線で消去し、該当しない項目には、「該当なし」と記入すること。



(5) なぜ

(6) どのようにした

(7) 事案について考えること

#### 備考

- 1 簡易供述調書の様式にある項目は，その必要に応じて適宜追加，削除することができる。
- 2 簡易供述調書を定める理由は，迅速な調査の実施，手続きの簡素化にその目的があるので，調書の枚数は，原則として2枚以内とする。